

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成29年3月1日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグ登米加賀野店

登米市中田町石森字加賀野三丁目3番地14 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

J A三井リース建物株式会社

東京都中央区銀座八丁目13番1号

3 市町村の意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通について

店舗前面に接道する市道梅ノ木・駒牽線は登米市中心部を連絡しており、当該区域において渋滞が発生した場合、接道する国道や生活道路にその影響が波及する可能性がある。駐車場は専用出入口を計画しているが、右折出入庫する車両や、専用出入口であることを認知せず出入庫する車両による渋滞発生を抑止する適切な車両誘導について措置願う。また、特に高齢者や障がいのある方に配慮した誘導設備等が好ましい。

(2) 防犯について

屋外防犯カメラの設置や、計画書記載の地域防犯活動への協力について、検討願う。

(3) 騒音について

騒音規制法及び宮城県公害防止条例に従って適切に対応すること。大規模小売店が立地されると、申請地周辺の住民の住環境は一変すると考えられることから、騒音等の公害防止措置について、近隣住民に十分に説明し、理解を得た上で本事業を適切に行い、近隣住民等から公害苦情が発生した場合は速やかに対応すること。

(4) 廃棄物について

廃棄物については、廃棄物処理法の定める事業者の責務を順守した適正な廃棄物処理とともに、各種リサイクル法の趣旨に則り資源リサイクルの推進に努めること。

(5) 街並みづくりについて

登米市景観条例及び景観計画に基づき景観形成基準に配慮すること。

4 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター，登米地方県政情報コーナー及び登米市役所

5 縦覧期間

平成29年3月1日から平成29年4月1日まで（ただし，閉庁日を除く。）